

## 射水市バリアフリーマスタープラン（素案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

- 1 実施期間  
令和2年2月25日(火)から3月13日(金)まで
- 2 閲覧を行った書類  
射水市バリアフリーマスタープラン（案）
- 3 書類の閲覧場所等
  - (1) 射水市ホームページ
  - (2) 窓口等での閲覧（6箇所）
    - ア 市政策推進課
    - イ 各地区センター
    - ウ 中央図書館
- 4 寄せられたご意見等
  - (1) 意見等の提出者数 1名
  - (2) 意見の件数 7件
- 5 ご意見等の提出方法
  - 郵送 一件
  - FAX 7件
  - 電子メール 一件
- 6 ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方  
別紙のとおり

射水市バリアフリーマスタープラン（案）に対する意見等の概要及び考え方

| NO. | 案の対象箇所等  | 意見等の概要   | 意見等に対する考え方   | 修正 |
|-----|--|--|--|----|
| 1   | 第1章 策定の背景<br>及び位置付け<br>1-3 バリアフリー<br>マスタープランの位<br>置付け（P1）                  | 国のバリアフリー法や<br>基本方針等について解説<br>してはどうか。また、関連<br>計画に高齢者、障がい者の<br>計画を明記してはどうか。        | 国の方針等は、協議会資料<br>で示しています。<br>また、本計画は、高齢者等<br>の計画との整合性も図ってい<br>ますが、記載は、全般的な計<br>画のみとしています。   | 無  |
| 2   | 第2章 射水市の概<br>況<br>2-1 射水市の概況<br>（1）位置及び地勢<br>（P2）                          | 3段落目に「日本海側の<br>ほぼ中央」との記述がある<br>が、「富山県のほぼ中央」<br>のほうが妥当と思われる。                      | 環日本海交流の拠点として<br>の優位性を持つこと示すた<br>め、「日本海側」と記載してい<br>ます。  | 無  |
| 3   | 第3章 バリアフリ<br>ー化の現状と課題<br>3-2 バリアフリ<br>ー化の課題<br>（3）案内・情報提供<br>（P10）         | 案内表示に色のバリア<br>フリー化もお願いしたい。<br>色覚障害に対応するカラ<br>ーユニバーサルデザイン<br>は、健常者にとっても有効<br>である。 | 「誰もが見やすく分かりや<br>すい時刻表や案内表示の設<br>置」の取組の中で、色のバ<br>リアフリー化についても配慮し<br>ていきます（P21）。  | 無  |
| 4   | 第4章 移動等円滑<br>化促進地区等の設定<br>4-2 移動等円滑化<br>促進地区等の設定<br>③生活関連施設<br>（P14、16、18） | 区分は、法令に基づいた<br>分類表記（特別特定建築<br>物、特定建築物、特定公園<br>施設等）にしたほうがわか<br>りやすいのではないかと。       | 区分は、図で示してあるた<br>め、表では、簡潔に施設類型<br>のみの表記とします。  | 有  |
| 5   |  | 新湊地区、大門地区の<br>小・中学校を含めることを<br>検討してほしい。   | 地区の選定にあたっては、<br>主要旅客施設から概ね半径5<br>00m圏内としており、その<br>範囲に小・中学校がない地区<br>もあります。<br>なお、通学路の整備につい<br>ては、これまでも取り組んで<br>おり、引き続き配慮してい<br>きます。 | 無  |

|   |   |  |  |   |
|---|---|--|--|---|
| 6 | <p>第6章 移動等円滑化の促進に向けた取組</p> <p>6-1 移動等円滑化の促進に向けた取組</p> <p>○案内・情報提供 (P21)</p> | <p>ピクトグラムの採用を検討してほしい。</p>                    | <p>「誰もが見やすく分かりやすい」、「誰もが情報を入手できる」といった観点の中で、ピクトグラムの採用にも配慮していきます。</p> | 無 |
| 7 | <p>第7章 マスタープランの評価・見直し (P24)</p>   | <p>Actionは、「計画の見直し」より「改善」の表記のほうが妥当と思われる。</p> | <p>見直しの際には、改善も踏まえ、本市のバリアフリー化について維持・継続・発展させることとしています。</p>           | 無 |